

山口県人事委員会勧告

- ★給料表、期末・勤勉手当(ボーナス)を引上げ改定(給料表は3年連続、期末・勤勉手当は2年連続の引上げ)
- ★国基準の支給率の範囲内で地域手当を支給



発行
山口県教職員団体連合会
代表者 小坂 朝之
編集人 山本 純
山口市大手町教育会館内
電話 (083) 922-2049番
FAX (083) 921-0907番
E-mail:
kyoren@orange.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www.kenkyouren.com



10月19日、山口県人事委員会は平成27年度職員の給与に関する報告及び勧告を行いました。この勧告内容をもとに、11月9日に山口県教育委員会が給与の提示を行い、それを受けて県教連は13日と20日に県教委との給与確定交渉を行います。

人事委員会勧告の概要

◆給与についての報告及び勧告

◎月例給(平均月額)

民間給与(A)	職員給与(行政職)(B)	公民較差(A)-(B)
375,777円	373,548円	2,229円(0.60%)

◎特別給(ボーナス)

民間(A)	職員(B)	公民較差(A)-(B)
4.21月分	4.10月分	0.11月分

詳細は、人事委員会Webページをご覧ください。県教連事務局までお問い合わせください。

○給与改定の内容
給料表について改定を行うことが必要である。しかし、経過措置額(現給保障)を受けている職員の大半は、実際に支給される額の増加はない。
期末・勤勉手当については、支給割合を年間で合計0.10月分引上げる。
地域手当について、国基準の支給率の範囲内で手当を支給することが必要である。
昇給制度の見直しを行い、平成28年4月1日から55歳を超える職員の昇給の号給数を2号給から1号給に抑制する。
○給与制度の総合的見直し
単身赴任手当を現行の26,000円から30,000円に改定

◆人事行政の運営についての報告

○雇用と年金の接続のための取組
再任用職員の能力と経験を生かせる制度となるよう留意することが必要である。
○人材の確保・育成等
人事評価制度
公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまでの人事評価やその試行の結果を十分に検証し、更に取組を進めることが必要である。

今回の勧告では、月例給は平均0.3%の引上げ、期末・勤勉手当は10.10%の引上げ等の改定が必要とされています。
県教連では、県教委に対して人事委員会勧告制度を堅持するよう、11月の給与確定交渉では要望していきます。

☆人事委員会勧告制度とは?

公務員には、労働基本権の制約(労働交渉によって給与等の勤務条件を決定することができない)があります。人事委員会勧告制度は、この労働基本権の制約に対する代償措置として、職員に対し適正な給与を確保することを目的としています。毎年4月時点での公務員と民間の給与比較を行い、差が生じているならば、それを解消するよう勧告を行う制度です。

給与確定交渉に向けて

給与確定交渉に参加しよう!!

- ①11月13日(金) 午前9時から
- ②11月20日(金) 午後3時から

以上2回にわたって給与確定交渉を行います。交渉は会員のメリット・権利です。11月20日の16:00から浅原教育長も出席されます。現場の生の声を一緒に届けましょう!(詳しくははさみ込みちらしをご覧ください。)
会員の皆様の多数の参加をお待ちしています。

第一回常任委員会



10月4日(日)、労福協会館において各単組委員長と県教連副委員長により第一回常任委員会が開催されました。給与確定交渉に向けて、要求項目の確認や情報の整理などが行われました。

学校業務の簡略化については、全国学力・学習状況調査をはじめ各種テストの採点・報告についての負担軽減の具体的な対策について意見交換をしました。土曜日の教育活動やコミュニティ・スクール関連で、学校の「役割」について、地域主体での取組でないことと継続は難しいなどの意見が出されました。これらの協議内容を、確定交渉に生かしていきます。



10/1 周南単組



9/3 山口単組

① 現場の情報収集

分会訪問・単組会議・対話集会・専門部会・アンケート・会員の皆様からの問い合わせなどの情報等

② 情報集約

交渉項目の確定

③ 交渉

県教委交渉・専門部交渉
交渉項目の再検討
給与確定交渉

④ 県教委からの最終回答

対話集会

9月から県内各地で対話集会を開催しています。これまで開催された対話集会では、学力・学習状況調査の自校採点の結果の報告、個人票の配布は必要ではないのか、業務の簡略化という点で、民間企業で開発されたソフトは有効であることを交渉で伝えて欲しい。
など、具体的な要望がありました。今後も多くの会員の方に参加していただき、たくさん現場の声を聞かせたいと思います。

現場の声を、県教委へ届けることができるのは、**職員団体のメリットであり、会員のメリットです。**

11月の定期発送はありますが、県教連情報は休刊となります。